

平成26年度 第1回生駒市入札監視委員会議事概要書

開催日及び場所	平成26年7月24日(木) 生駒市役所 4階 401・402会議室			
出席委員等	委員長 森 裕之 委員長代理 豊永 泰雄 委員 松山 治幸			
	事務局	今井企画財政部長・上村契約検査課長・西田契約係長・澁谷契約係主査・黒松契約係職員		
	抽出案件説明担当課	下水道推進課	黒川係長・寺田主査	
		地域整備課 (都市計画課)	有山係長・松田計画係職員	
		健康 営 康 繕 課	近藤健康課長・中川収税課庶務係長(前健康課管理係長)・田中営繕係長	
生活安全課		石畑課長・宮本係長		
審議対象期間	平成25年12月1日 ~ 平成26年5月31日			
抽出案件	総件数 5件	(備考)		
一般競争入札	3件	期間内入札等件数	一般競争入札 46件	
指名競争入札	0件		指名競争入札 0件	
随意契約	2件		随意契約 8件	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回 答		
	別紙のとおり			
委員会による意見具申又は勧告の内容				

質 問	回 答
<p>1-(1) 一般競争入札、指名競争入札及び随意契約の執行状況について</p>	<p>平成25年12月1日から平成26年5月31日までに契約された各方式別の状況について報告をしました。</p>
<p>1-(2) 抽出案件の参加資格設定理由及び業者の選定理由について</p>	<p>各抽出案件について、各担当課から工事概要を説明し、一般競争入札における参加資格設定理由及び選定理由を事務局から説明しました。また、随意契約分については、担当課から業務概要及び随意契約理由を説明しました。</p>
<p>●抽出案件1(生駒市流域関連公共下水道俵口町29号線工事及び水道管移設工事:一般競争入札:下水道推進課発注)について</p> <p>最低制限価格を下回る業者が多いのはなぜですか。</p> <p>最低制限価格未滿の応札業者が多く、競争性が発揮されているのか分からない入札経過だと思いましたが、くじの方が良いのではないのでしょうか。</p>	<p>最低制限価格が変動する気象変動型の入札を行っていたので、入札金額が最低制限を下回ることがあったためです。</p> <p>今回の案件は最低制限価格に近い落札価格であったものの、次の候補者に決まった場合500万円程高くなり、市に負担がかかる可能性もありました。このような事態を避けるため気象変動型の最低制限価格制度を廃止することになりました。詳しくは後ほど入札制度変更点で説明させていただきます。</p>
<p>●抽出案件2(生駒駅北口交通広場改修工事:一般競争入札:地域整備課(都市計画課))について</p> <p>対象業者数が22者あるにもかかわらず2者しか応札がないのはどのような理由が考えられますか。</p>	<p>政権交代から公共工事の発注が全国的に多くなり、特に大手業者になると手が回らなくなっているためです。全国的にも不調が多く参加者が見込めませんでした。この状況は今年度も同じであると考えられます。</p>
<p>案件の舗装工事内容は難しくないと思いますが、参加業者の範囲を広げてみてはどうですか。</p>	<p>工事自体は難しくないと思いますが、金額的に発注条件の規定通り、A級を対象としました。今回は応札2者だけでしたが、まずは発注条件通りに発注を行い、もし不調・不落があった場合は分割発注又は条件緩和を検討する必要があると考えます。</p>
<p>本工事の落札率は他の舗装工事と比べてどうですか。</p>	<p>一般的な舗装工事にしては1割弱高いと思います。これは時期的なものもあり、下請け業者を見つけるには金額が高くなってきているので、その人件費等がかかっているためと思われる。</p>
<p>下請けに丸投げのように出してしまうということは、生駒市の業者がしているのと変わらないのではないのでしょうか。</p>	<p>建設業界が重層下請けと言われており、大手の業者は現場の管理をし、どのような工事でも下請け業者が作業を行っています。</p>
<p>●抽出案件3(やすらぎの杜優楽増床改修工事:一般競争入札:健康課)について</p> <p>工事費が高いのはどうしてですか。</p>	<p>温泉水を使った浴室等があり、設備関係、既存の壁や床等内装の改修に多くの費用がかかっているためです。</p>

質 問	回 答
<p>応札者が少ない状況は建築も土木も変わらないのですか。</p>	<p>建築も土木も変わりません。建築C級ですと25年度はこの案件を含めて3件ありましたが、5月にあった案件については6者、6月には4者と後半になるにつれ減っています。やはり一時期の公共工事の減少によって、技術者の雇用を控えた時期があったことから、技術者がいないため、応札できない業者が出てきているのだと思われます。</p>
<p>案件の工事に対して対象業者数22者は対応できる能力、人材、技術等を兼ね備えているのでしょうか。</p>	<p>県内本店を中心とするそれなりの会社ですので充分対応できます。</p>
<p>それでも22者中3者しか応札しないのはなぜでしょうか。</p>	<p>建築は必ず図面発注になります。図面から数量を拾い出して積算しますが、外注すれば多額の費用がかかることもあり、業者は無理な参加をしないためです。</p>
<p>応札者が非常に少ないことが続いています。90年代の終わりから、公共工事の減にあわせて技術者も減少していますが、国は、地方公共団体に対して、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進していることから、今後は公共工事が全国的に増えていく可能性があると考えられます。しかし、建設業に従事する者が少ないため小学校の建替え等、市民生活に非常に影響があるような案件の不落・不調を回避しようと思えば、発注業者の枠の取り方をもう少し広げることが必要ではないのかと思いますか。</p>	<p>入札参加数のデータを取りながら考えていかなければならないと思います。建築に限って言えば、D級になると6者、7者と入札者が多いです。C級で生駒市に登録している業者は31者のうち22者を対象にしており、それ以外の会社は近畿圏にしか支店がない業者で、参加可能な範囲はほぼ一杯である状態です。</p>
<p>これからの公共工事の見込みとしては増加していくと思われ、不調・不落の問題が続くと思われ。このような中で各自治体がどのような対応をするかが課題であると思われ。また、</p> <p>●抽出案件4(生駒駅南自動車駐車場駐車料金精算機器等入替工事:随意契約:生活安全課) ●抽出案件5(生駒駅北地下自動車駐車場駐車料金精算機器等入替工事:随意契約:生活安全課) ※同種の内容のため、一括審議</p>	<p>公共工事の担い手は減っています。品確法、適正化法、建設業法がこの6月の国会で改正されています。インフラ等の品質確保とその担い手の確保を目的に改正されていますが、詳細はまだ決まってはいません。今後自治体の意見を聞きながら、手法を決めていくようです。今後ダンピング対策を含めて建設業界の疲弊を防ぐ手をうち、国は建設業界を育てていく方向に向くと思われ。その中で今後、生駒市の入札改革をどのように進めていくかが課題であると考えられます。</p>
<p>今回、入替える機器のメーカー代理店というのは、契約業者だけですか。</p>	<p>契約業者は入替える機器メーカーとは全く別の会社ですが、販売代理店は関西であればここだけです。</p>
<p>他者の機器ではなく、今回入替えた機器メーカーの製品を導入しなければならないのはなぜですか。</p>	<p>平成7年、9年の運用時に導入したのが今回入替えた駐車場機器メーカーの製品でした。今回すべてを入替えるわけではなく、満車や空車のような駐車管制機器は今のまま使い続け、発券機・精算機の入替えになります。しかし、違うメーカーでは接続できないため、販売代理店であるこの契約業者を選びました。</p>

質 問	回 答
<p>他社の機器を入れるとどのくらい費用が変わりますか。</p>	<p>機器を全部替えるとなれば億単位の費用がかかるとは思いますが、見積もりは取っていません。生駒駅南側で199台、北側で158台の駐車場があり、駐車管制機器の配線自体を替えるとなると一定期間閉鎖しなければならなくなります。閉鎖し車が溢れてしまうわけにはいかないの、一晩で入替えが出来ること、円滑な交通のため駐車台数を確保しながら入替えが出来る機器でなければなりません。</p>
<p>今回入替えた機器の代理店が、契約業者だけなのはどうしてですか。</p>	<p>今回入替えた機器を運用できるようにプログラムや、発注者のニーズに合わせることを契約業者が担っているためです。機器メーカーの一部業務を分ける形で協力関係にあるようです。</p>
<p>機器類等の発注後、一部の機器入替え等に随意契約をしていかざるをえない場合が起こってきます。当初落札価格を押さえ設置してしまえば、後は随意契約での儲けを考えるのではないのでしょうか。入札のあり方として何らかの考慮をしながら落札者を決めることはできますか。</p>	<p>どのような工事においても製品を決める際、物の値段、施工費、ランニングコストを含めた中で、どの会社のどれが有利かというのは設計・契約段階であると思います。おっしゃるとおり何十年も定期点検等があるので、そこで元を取ろうとすることはあります。プロポーザルの場合は考慮できても入札となれば、長期にわたるものは現実的にはどこまでできるかわかりません。</p>
<p>メンテナンス費用が必要になってきたら、プロポーザル方式で行い、審査項目の中で(適正かどうかを)確認していくようなやり方をしなければ、契約後で儲けていくということが起こり、市民の負担が返って増えていく可能性があるのでは、気をつけなければならないのでしょうか。</p>	<p>今回の案件は特殊かもしれませんが、点検や保守業務、OA機器には保守料金がかかってくるので、プロポーザルで選ぶときはその後の経費を見ることはできます。次の入替えを想定しながら契約するというのは難しいです。</p>
<p>北生駒地下駐車場は予定価格に対する契約金額率が87.59%で、南側駐車場より契約金額率が高くなっていますが、その違いはどうしてですか。</p>	<p>設計変更があったためです。</p>
<p>随意契約は出来るだけやめましょうと基本方針にありますが、この案件は従来使っていた機器を、他者の製品をしようとか、他の代替案も検討した上で、本契約業者と随意契約をする事を決めたのですか。</p>	<p>検討はしました。管制機関を含め全てを入替えするとなれば工期が非常に長くなってしまふことから、一定期間駐車場を閉鎖しなければならなくなるので、それは出来ませんでした。使用している管制システムと同メーカーの製品を使用することで、出入口だけの工事で済みました。他者の製品だとそうはいきません。</p>
<p>1-(3) 入札参加停止措置の運用状況について</p>	<p>平成25年12月1日から5月31日までの入札参加停止措置を行った状況について報告しました。</p>
<p>送電工事等の独禁法違反の件は大きなニュースになったのですか。</p>	<p>大きく取り上げられていました。架空送電工事が66社、地中送電工事が22者、排除措置命令、課徴金納付命令が公正取引委員会から出ています。</p>
<p>処分の月数が違うのはなぜですか。</p>	<p>県内、近畿など対象工事場所の区域によって入札参加停止期間が違いますし、課徴金で減免措置を受けている業者は、規定により1/8に軽減されている業者もあります。また、過去に同様な行為を行った業者は期間が2倍になっている場合もあります。</p>
<p>生駒市に何か影響はありますか。</p>	<p>入札参加停止中は下請けには入れません。</p>

質 問	回 答
<p>入札だけでなく、下請けにも入れないのですか。</p> <p>どのように確認していますか。</p>	<p>入れません。</p> <p>仕様書に記載しています。下請け名簿を出してもらい担当課が承認します。また入札参加停止の情報は市役所の中で共有しています。</p>
<p>安い下請けが停止処分を受けていると、高い下請けしかいないことで落札価格が高くなるということが考えられますか。</p>	<p>停止処分期間中は、下請契約ができないという影響があると考えられます。</p>
<p>1-(4) 平成26年度の入札制度変更点について</p>	<p>平成26年度の入札制度変更点についての報告・・・①生駒市最低制限価格制度要領の改正、②予定価格等の事後公表の試行継続及び建設工事等の予定価格等事後公表試行要領の改正、③総合評価落札方式については試行を終了し、「生駒市建設工事総合評価落札方式実施ガイドライン」を新たに制定することで本市総合評価の実施方針及び評価方法を規定、④入札情報公開システムの稼働により開札後又は落札者決定後にリアルタイムで状況確認が可能になりました。</p>
<p>気象変動型から固定型の最低制限価格に変更して、業者からのクレームや大きな反響はありましたか。</p>	<p>業者からのクレームや大きな反響はありません。前半ということもありますが入札数は増えているような気がします。</p>
<p>事後公表型を行っている市区町村が増えてきている様ですが、どうですか。</p>	<p>急に変わっているのではなく、毎年少しずつ事後公表型が増えていっています。</p>
<p>これからは最低制限価格のみの事後公表も行うのですか。</p>	<p>原則は予定価格、最低制限価格の両方を事後公表としますが、今回の改正で最低制限価格のみの事後公表も出来るように追加しました。</p>
<p>全案件、原則事後公表としないのですか。</p>	<p>原則事後公表とすると、落札金額が高くなったり、不調になる可能性も高くなることから、現時点では事前公表で行いたいと考えています。</p>
<p>事後公表は難しいと感じられますか。</p>	<p>事後公表での懸念は落札額と不調に終わる可能性が上がるということです。しかし徐々に、事後公表が増えてはいます。</p>
<p>そんな中で、下請けに無理がいつていることもありますよね。</p>	<p>そうなると公契約ということも出てきますが、いずれにしても事後公表については、最低制限価格のみを事後公表していくことも試行の段階として要領に付け加えていますので、もう少し様子を見ていこうと思っています。</p>
<p>公契約条例についての検討はされていませんか。</p>	<p>奈良県が6月議会で公契約条例(案)を上程しています。今後、奈良県の状況を見ながら市町村も検討していく形になると思いますが、現時点は今すぐとは考えていません。</p>
<p>1-(5) その他 入札監視委員会委員の委嘱について</p>	<p>任期満了に伴う委員の継続について事前に了承を得ました。</p>
<p>2 案件抽出(当番委員)の指名について</p>	<p>生駒市入札監視委員会運営要領第3条第1項第2号に基づき、松山委員長に決定しました。</p>

質 問	回 答
3 次回開催日について	次回の開催は、定例会議として平成27年1月27日(火)に開催することに決定しました。